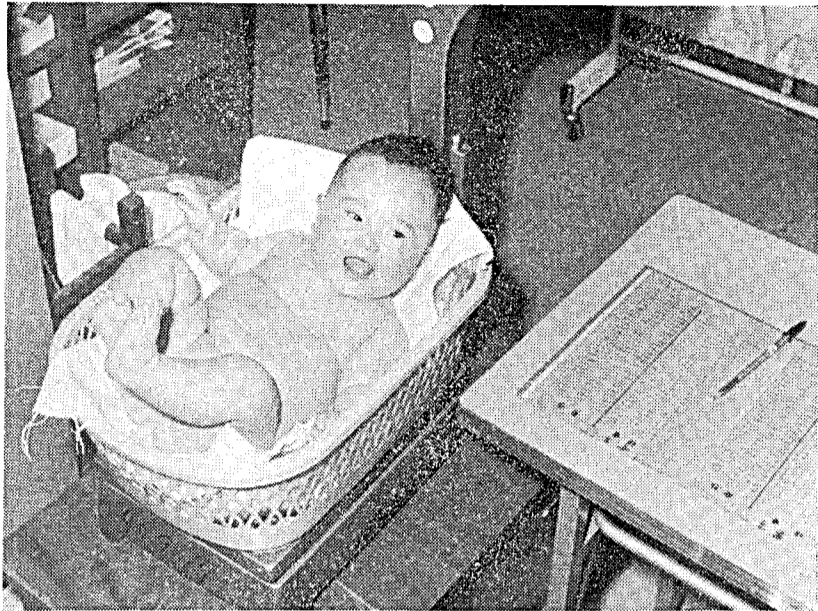


### 市政テレビ番組

■MBCテレビ「市民のひろば」  
(毎週日曜日午前8時から  
再放送 毎週月曜日午後5時から)  
5月6日 市民生活と憲法 5月20日 雨期災害に備えて  
5月13日 食中毒の予防 5月27日 5月の市政ハイライト  
■KTSテレビ「市政の窓」(毎月最終土曜日  
午前11時30分から)  
5月26日 雨期を迎えて



赤ちゃんのすこやかな成育を願って医療費を助成

赤ちゃんの健康とすこやかな成育を願って、満一歳未満の乳児が病気になるなどにかかったとき支払われる医療費の一部を助成する制度を七月一日から実施します。

この制度は、対象者の保護者に受給者証をお渡しすることになっていきます。受給者証

赤ちゃんとすこやかな成育を願って医療費を助成

乳児の医療費を三割助成  
国保の場合は全額無料

赤ちゃんとすこやかな成育を願って、満一歳未満の乳児が病気になるなどにかかったとき支払われる医療費の一部を助成する制度を七月一日から実施します。

赤ちゃんの健康とすこやかな成育を願って、満一歳未満の乳児が病気になるなどにかかったとき支払われる医療費の一部を助成する制度を七月一日から実施します。

# 赤ちゃんの医療費助成や長寿者に祝金など

## 本年度の新規福祉制度

子どもやお年より、恵まれない方など弱い立場にある人々のしあわせを願って、市ではこれまで福祉面に特に力を入れてきました。本年度も一般会計予算の二割強に当たる約四十五億七千万円で積極的に福祉施策を実施します。この中には、乳児の医療費助成、老人居室整備資金の貸付けなど多くの新しい制度が予算化されています。次に、この新制度を進めるにあたり、市民の皆さんの手続き等必要なものを中心にご紹介します。

### 乳児の医療費を三割助成

国保の場合は全額無料

赤ちゃんとすこやかな成育を願って、満一歳未満の乳児が病気になるなどにかかったとき支払われる医療費の一部を助成する制度を七月一日から実施します。

### 該当乳児

市内に住んでいる満一歳未満の赤ちゃん(昭和四十七年七月一日以降に生まれた方)で、国民健康保険の加入者または、その他各種社会保険の被扶養者(ただし生活保護を受けている人は除く)。

受給者証の交付の際に必要なもの

健康保険証と住民票抄本(乳児の分)および印鑑

受付け場所

市役所福祉課(☎②一〇一一一内線四二二)、谷山支所福祉分室(☎②二一一一内線四二二)、伊敷支所(☎②二一一一)、東桜島支所(☎②二一一一)

助成金の額

病院や診療所で診療を受けた総医療費の三割を助成します。それで、国民健康保険加入者は法定給付が七割のため全額無料となります(現物方式)。また、各種の社会保険加入者は、現行どおり医療機関等の窓口で一部負担金を支払い、後日助成します。ただし家族療養付加給付を受ける場合は、その給付額を控除した額を助成します(償還方式)

助成金受給申請手続き

国民健康保険加入者は現物

方式のため申請する必要はありません。

各種の社会保険は、医療機関等の証明(用紙は市福祉課および各支所に準備)を受け翌月中旬に市役所福祉課に申請してください。

なお申請の際は印鑑が必要です。

### 老人居室整備資金を貸付け

本年度から老人居室整備資金の貸付け制度を実施します

これは、本市に一年以上居住し、六十歳以上のお年よりと同居している世帯で、お年よりの専用居室の増、改築費用を自力ではつけない世帯に対して、建築資金の一部をお貸ししようとするものです

申請書(市福祉課老人福祉)

### 地域福祉館第一号

## 「なぎさ」福祉館「開館

### 本年度も二か所に建設

真砂本町の授産所跡地に、昨年十一月から建設中の地域福祉館がこのほど完成し、四月から「なぎさ福祉館」としてオープンしました。

この福祉館は、小規模保育園と簡易老人憩の家、簡易児童館の三つの施設からなり、小規模ではありますが、子どもとお年よりのための総合施設として設けられたものです

この中の老人憩の家は、市内に初めて建設されたもので電動マッサージ機やステレオ、将棋セットなどが備えられ、お年よりが休息、研修、クラブ活動などに気軽に利用できるようになっていきます。

貸付け金額 一世帯五十万円以内

利率 年三パーセント

償還期間 十年(据置期間を除く)以内

据置期間 三か月(無利子)

連帯保証人 市内に居住する方二人

### 長寿者に祝金を贈呈

百歳以上に年額20万円

市民ごぞつて、長寿者を敬い祝福するため、「鹿児島市長寿者を敬い祝福する条例」を制定しました。

これは、本市に一年以上居住している百歳以上のお年よりへ、毎年誕生日に祝金二十万円を差上げようとする新しい制度で、本年度から実施されます。

なお、該当者の手続き等は必要ありません。

## 市長随想 (60)

先月の中旬、たまたまいなかへ行く機会がありました。たが、いなかの風情というものは昔のまま残っていて楽しい思い出にふけたのです。たんぼにはれんげが咲いており、植付けが終わったばかりのたばこのうねが整然と広がっていたことに、自然とはこれだと今更ながら感嘆しました。

まちでも、ついこの間までは、石垣の外にこぼれるようにつつじが咲いていました。が、いつのまにか、見られなくなったと思うと、今度は、山々の緑が日、一日と映えてきて、街路樹のくすも、いちようも、柳も新芽を出し、森羅万象ごとくよみがえるという言葉も思い出すのです。鯉のぼりも昔のように、あそこにもここにもという程には見られませんが、まれに見る鯉のぼりにも、文字通り風かおる五月という感じが湧いてきます。人間はこのような自然の中でのみ生活することができたらどんなに楽しいものであろうかと思ふのです。

先月は雨の日が多く、気象庁の予報でも、ことしの梅雨は例年より早く始まるであろうとのこと。ここ二、三年大雨による大災害をうけていない私どもは、忘れたたけではありませんが、何か災害に対する用心が欠けている点はないかと思われてならないのです。「のど元過ぎれば暑さ忘れる」のたぐいで、災害をうけて痛い目に合ったときだけの後悔であってはならないと思ふのです。

昭和四十四年の六、七月の豪雨災害は、死者十八名を出すと、鹿児島市の災害史の中でも特筆されるものでありました。この災害は不可抗力であったともいわれ、用心の足りなかつたことによるものであつたともいわれていたが、いざれにしても、またと繰返してはならない災害だと思ふのです。大雨、それは科学の力でどうにもならないものであるとするならば、それによる災害を最小限に食い止めることが、人間の知恵と努力といふものではなからうかと思ふのです。一年の中に春、夏、秋、冬それぞれの特徴があつて楽しいものですが、楽しみだけを許してくれないのが大自然ではないでしょうか。

# 憲法記念講義

五月三日は憲法記念日です。現在の憲法は、昭和二十一年十一月三日に公布され、翌二十二年五月三日に施行されました。この日から日本は主権在民の国、平和の国に生まれ変わるとを誓って、新しい第一歩を踏み出したわけですが、あれから二十六年たった今日、ともすれば無関心になりがちな憲法を、私たちはこの機会に今一度読み直して見る必要があるのではないのでしょうか。本紙でも憲法について認識をあらたにする意味で南日本新聞社長川越政則さんに「市民生活と憲法」と題して憲法記念紙上講演をお願いしました。

## 寝ていて食われる法

シベリア東部から渡ってきた冬鳥のつぐみの群れが青紫の実を食い尽くすころ、くすの大木は若芽をふきながらいっせいに古葉を払い落とすはじめる。四月なかば、乙女の肌よりしなやかな黄緑の光にぬれた若葉が、空高くひろげた枝々から泉となつて盛り上がる。若夏の風を染める酸素にみちたくすの芳香はめざめた緑の王者の呼吸である。大久保利通誕生地のひと抱えにあまるそういう十二、三本のくすの中にいまごろ立っている、心臓を洗われる思いだが、そこではじめてもずの体当りを見た。



# 市民生活と憲法

南日本新聞社社長 川越政則

この法学者イェーリングは「法の目的は平和に達する手段は闘争である」ともいっている。

第一次世界大戦の終りごろの世相もちょうどいまのような状況であった。輸出超過、戦争成金、過剰流動性、物価上昇、買占め、大正七年の米騒動、それから戦後の経済恐慌昭和初期の不況とつづく。東大を卒業したものの職がなく、そのころ鹿児島に帰ったある先輩は、隣り近所の目がつらいので、毎日、日の丸べんとを下げ、城山に登って街をながめながら「大学は出たけれど」という流行歌をうたって目を暮らしたという。これも当時のことで、新聞に「寝ていて食われる法」という本の広告が出た。相当の注文があったらしいが買って開いてみると、虎のひそんで腕枕をして寝そべっている図が書いてあるだけだった。寝ていて食いたい連中が怒って警察に訴えた。もちろん虎だった本屋がそのへんにはいるはずがない。目の前のまじゆうの

## 法律は車のかじ棒

甘さに満足してしまふ人情ほどおそろしいものはないが、国民にとってかけがえのない憲法を寝そべって守れると考えていたら虎に食われてしまふだろう。

南支那海から吹き渡る潮風が砂原を一面に茂ったまひるがおの花をふるわせていた。自分で掘られた穴の前にはすわった八人は疑わしいというだけで陽がきらきらと輝く下で打首にされた。大きな木が切り倒されていく切り口を見ると、今でもその光景を思い出す。木は泣かない。それだけに無告の民のようにはたましい。「人間は恐るべき猛獣である」ともジェームズがいうように、人間は追いつめられればどんなことでもする。これが戦争からえた教訓であった。

旧憲法発布の勅語には「朕、我が臣民ノ権利ヲヨビ財産ノ安全ヲ貴重シ、オヨビコレヲ

主義的原理の妥協によってつくられたものであったから「法律の範囲内」ではあったが国民の権利は一応保障されていたのである。それなのに、特高警察などが国民を虫けらのように取り扱ふようになったのはなぜか。

健康が、日々、ふだんの努力によって保たれているように、法も努力と勇気がなければ守れない。ロシヤ人は「法律は車のかじ棒に似ている、好きなほうへ回すことができる」といっている。何の役にも立たない文章のことを空文という。憲法は、紙に印刷された文字にすぎない。薩摩では「いにしへの道を聞いても唱えてもわがおこないにせずばかいなし」といっていたけれども、法もそれをつくるよりも執行する方が重要なのである。

ある婦人に憲法とはなんだろうときいたら「自分たちを守ってくれるもの」という答えであった。それはそうだろうが、その憲法が、いつのまにかそれらの婦人の胸に銃剣を突きつけてこないという保証はないのである。大砲や銃が目の前に現われてからは法は無効だ

人間性というものは教育や経験によって後天的に身につけられたものだから、条件によっては人が人を殺し、他人を裏切り欺くことにもなる。人間性という花も、空気と水と光が適当にそろってこそ咲くことができる。異常に追いつめられた極限状態、戦争、光も水もないそういうことになれば人間性は家庭でも社会でも力を失う。そこでは、人間は動物よりもみじく鬼になる。だとすると、われわれがしなければならぬことは、人間性が保たれないような状態をつくりださないことである。戦争もそうである。戦争は怠惰から生まれるといわれるように、そのためには、努力と勇気をもつて無知な母は、子どもを不幸にしやすい。日本国憲法第十二条に、この憲法が国民に保障する自由および権利は「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」といっているのはそのことである。

## 強(ち)えたっのしが

ああおとうとよ、君を泣く君死にたまふことなけれ末に生まれし君なれば親のなさはまじりしも

親は刃をにぎらせて人を殺せとおしへしや人を殺して死ねよとて二十四までをそだてしや。

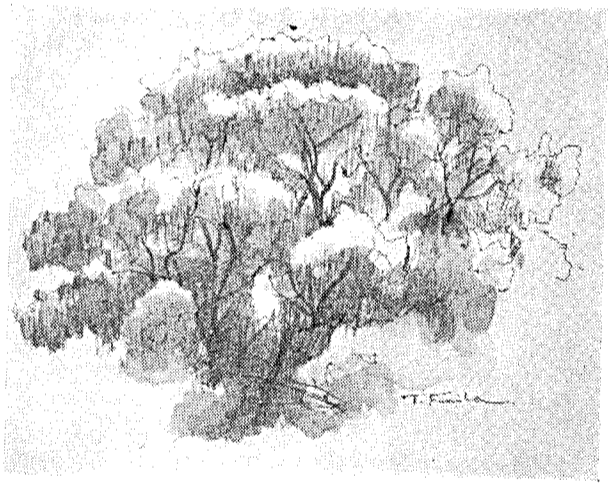
有名な与謝野晶子の「君死にたまふことなかれ」の一節、日露戦争のとき「旅順口包圍軍の中に在る弟を救きて」うたわれたものであった。

おれは河原の 枯れすすき、同じお前も枯れすすき、どうせ二人は、この世では、花の咲かない 枯れすすき。僕も行くから君も行け、狭い日本にや住みあいた、海の彼方にや支那がある。流れ流れて、落ち行く先は、北はシベリヤ 南はジャババ。

さきに書いた、大正の末から昭和のはじめにかけて、日本の社会が不況にあえぎ行き詰まり状態にあったころの流行歌をつなぎあわせたものである。国家権力に敢然と立向った晶子の背景には、こういう無力感がはびこっていたのだ。無力感、無関心、冷淡、怠惰が旧憲法を風化させ空洞化してファシズムと戦争へ向かわせたといつてよい。

島国であったから惨烈な外敵の侵入もほとんど知らなかった。また、単民族の家族国家的な同質社会では、権力まかせ他人まかせ、「まあなんとかなるさ」とやってこれた。日本人に、伝統的に市民意識、連帯感、権利意識が弱いのはそのためだろうが、これがもっとも恐ろしい。フランスの一九四六年四月の憲法草案は、その人権宣言で「政府が憲法で保障される自由および権利を侵害する場合はすべての形式における抵抗はもっとも神聖な権利であり、かつ、もっとも切実な義務である」と定めた。(法字全集4、有斐閣)

ここで抵抗権について語るようはうはながわれわれの仕事でいうならば「ニュース・ソリスを明らかにすることを義務づける法律は守るべきではない」という主張などが抵抗権である。日本人にもっとも欠けたものはこのレジスタンスの精神だといつていいだろう。西南役のあとの軍事裁判で、西郷軍の兵士たちに「なぜ参加したか」と尋問したら「おせんしの行けちやうやうで行った」と多くが答えている。ここに露呈しているものは権力に弱い没個性的なわれわれの恐るべき精神的風土だ。「強(ち)えたっのしのいけんかしやとよ」という権力によりかかった怠惰と無責任さ、そういうことこそが毒きのこのような妖怪変化の類を生み育てる温床なのではないか。



市役所の電話番号は②4 一一一一に変わりました

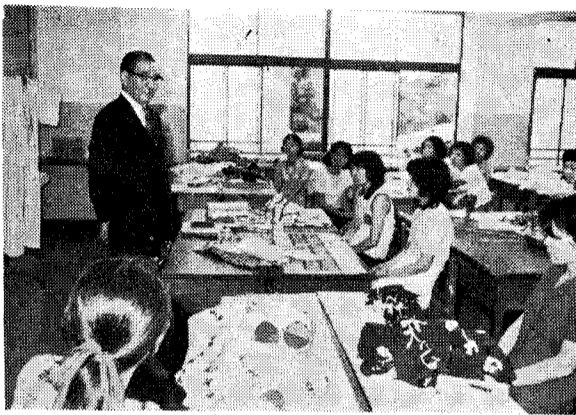
市民専門講座の科目等一覧表

Table with columns: 科目 (Subject), 内容 (Content), 会場 (Venue). Lists various courses like calligraphy, dance, and home economics.

市民専門講座を開設

5月19日 中央公民館で申込み受け

毎年、市民の皆さんに好評の市民専門講座をことしも六月から八月まで、市内の各会場で開きます。この講座は、文化的教養を高め、日常生活に必要な知識や技能を身につけていただくためのものです。受講希望の方(市内に居住する十五歳以上の方。ただし学生を除く)は受け付け当日早めにお申込みください。[申込み受け付け] とき 五月十九日(土曜) 午後一時から三時まで。ところ 中央公民館。ただし、谷山福祉会館会場の料理は、市教育委員会谷山分室(谷山支所内)で受け付けます。受け付けは各科目とも先着順に行ない、定員に達したら締切ります。当日申込者が極端に少ない科目は中止することがあります。なお、電話や郵便による申込みは一切受け付けません。[科目] 別表のとおり十九科目で一人一科目受講できます。[講座回数と時間] 各科目とも毎週二回で合計二十回、時間は午後六時から八時まで。なお、第一回の講座は月・木曜組が六月四日(月曜)火・金曜組が六月五日(金曜)。



受講生を励ます末吉市長(昨年の和裁講座)

各種融資制度の二利用を

中小企業向け特別資金貸付金の新設

本年度から、中小企業向け特別融資制度が新設され、またこれまでの小口融資貸付制度の貸付条件が緩和されました。[独立開業資金] 貸付限度額：五百万円、金利：七%と保証料、条件：市内で同一事業所に五年以上勤務した技能者。[移転資金] 貸付限度額：五百万円、返済期間：五年、金利：七%と保証料、条件：一年以上市内で営業経験のある人。[公害防止設備資金] 貸付限度額：一千万円、返済期間：七年、金利：七%。[民生安定資金の貸付け] 生活に困っておられる人や母子家庭、からだの不自由な人などで、くらしを立て直すために何か仕事を始めたい、あるいは事業を再建したいという方々を対象に資金の借り入れ申込みを受け付けます。受付け期間 五月十二日(月)まで(土曜日の午後と日曜日は除く) 返済期間 一世帯に最高二十万円まで 返済期間 四年以内(三か月のすえ置き期間を含む) 申込み・問合せ先 市社会課(☎21-111-1内線三六五)か福祉谷山分室(☎21-111-1) 資金の交付 六月末日を予定

低所得者向け小口資金の貸付け

市社会福祉協議会では、低所得世帯の方々が、不測の出費でお困りの場合に利用していただく小口貸付の制度を四月から新しく設けました。[国民年金保険料] 納付資金の貸付け 国民年金保険料納付に支障のある方々を対象に、資金の貸付制度がもうけられました。これは、保険料を納められない人や、保険料納付の免除を受けている人が将来年金を全額もらえるようにするためのものです。[貸付の条件] ①市に住居登録がある人 ②貸付額は保険料相当額以内 ③連帯保証人一名(市内に居住し独立して生計を営む人) ④年金受入機関を指定した金融機関にします ⑤貸付金利は無利子 ⑥貸付対象者、明治四十一年四月二日から明治四十三年四月一日までに生まれた人、問合せ、市国民年金課(☎21-111-1内線三三三)へ。

六月中にお届けします

新しい老人医療費受給者証

七月一日から「老人医療費受給者証」が新しいものに切りかえられます。したがって、現在もっておられる「老人医療費受給者証」はことしの六月いっぱいまで使えなくなります。七月一日以降病院などで診察を受けられる場合、新しい「老人医療費受給者証」をもっていないと無料の取扱を受けることができません。現在、「老人医療費受給者証」の交付を受けておられる方には六月下旬までに新しい「老人医療費受給者証」を郵送などでお届けします。なお、つぎの方は五月末日までに手続きをすませてください。①健康保険証の内容変更があった人 ②住所などに変更があった人 また、扶養義務者が市外に引っ越すなどおられる場合には所得証明書(昭和四十七年の一月から十二月まで)一通を提出してください。なお判らないことなどについては次のところに問い合わせてください。

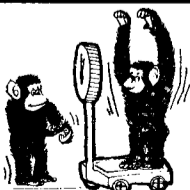
不当客引はすぐ通報を

不当な客引や法外な料金の請求、みやげ品の押売り、それに乗車拒否などがあっては観光鹿兒島の恥です。もしこのようなことがあったら日時、場所、商店名(タクシーの場合は車のナンバー)、不快な思いや目撃された内容を市観光課(☎21-111-1内線四〇四)へ。

太郎君と陽子ちゃんの体重は?

(チンパンジーの体重をあてましょう)

- 期間 5月13日から6月3日まで
投票場所 平川動物公園・計量検査所
測定 6月6日(水)
発表 6月7日(木) 新聞紙上



家庭用計量器の無料検査

とき・ところ 6月1日 大原 小丘
6月2日 紫原
6月3日 大原

計量モニターの募集

- 資格 市内居住の家庭の主婦で熱意のある方
人員 20人
任期 2か月間
締め切り 5月18日(金)

問合せ先 鹿兒島市計量検査所

☎ 2111 内線 401



お知らせコーナー

募集

家庭奉仕員

恵まれない人びとへの奉仕活動をしていただくものです。資格 市内に住む35歳から45歳までの女性。人員 若干名。提出書類 採用申込書、履歴書、写真2枚。選考方法 5月16日(水)、筆記試験、面接。採用予定日 6月1日。勤務日時 毎週月曜から金曜まで(9時30分～16時)。報酬 月額3万7千円。応募期限 5月15日(火)。問合せ 市福祉事務所庶務課庶務係(富内線三五二)

看護教室生

急に病気になるたりけがをした時など、家庭で適切な世話や処置ができるように家庭看護の知識と技術を学ぶものです。資格 山下保健所管内の方。人員 150人。期間 5月から来年3月まで月一回午後1時から4時まで。場所 山下保健所。応募方法 はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を記入。送り先、問合せ 市内山下町10-5 山下保健所保健予防課保健婦係(富内線四九一)。締め切り 5月15日(火)

生活学校生

消費者としての意識の高揚を図り、学習や話し合いのなかから得たものを生活学校運動として地域に広め、生活環境をよくしていくことを目的とします。資格 市内に住んでいる一般婦人。人員 80人。期間 一年。会場 中央公民館。応募方法 はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、応募回数記入。送り先、問合せ 千89市内山下町11-1 市教育委員会社会教育課公民教育係。締め切り 5月15日(火)

幼児家庭教育学級生

太陽の子運動の一環として開設されているもので、幼児の情操、性格、環境づくりなど。資格 3歳から5歳までの幼児をもつお母さん。人員 150人。期間 5月から来年2月まで(月一回2時間)。場所 山下保健所、鳴池公民館(市営プール隣、旧ヨットハウス)、谷山福祉会館。応募方法 はがきに住所、氏名、年齢(母親子ども)、電話番号、これまで

食品衛生モニター

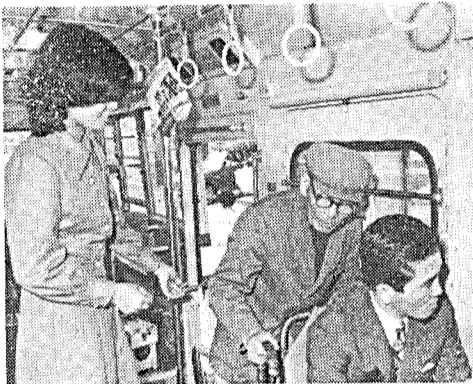
消費者の方々に食品について毎月一回の通信やご意見を寄せていただいたり優良施設の見学などをしていただきます。

資格 市内に住んでいて食品衛生に関心のある方(食品業者やその家族は除きます)。人員 30人。任期 一年。応募方法 はがきに住所、氏名、年齢、本人の職業、世帯主の職業、家族名、電話番号を記入。送り先、問合せ 市内郡元町269-1 中央保健所公衆衛生課(富内線三三二)。か市内山下町10-5、山下保健所公衆衛生課。締め切り 5月19日(土)

あんない

消防局では4月1日から予防課に建築係を設け、ここですべての建築同意事務を処理していきます。今までもより処理時間も短くなりました。建築の防火に関

する相談は消防局予防課建築係(富内線六一五八)へ。市道との境界設定にお願い 市街地周辺の建築は急速に進んでいますが、特に谷山地区においては激増し、これらの工作物などを市道敷地に設置される違反行為が発生し市道管理に支障をきたしてまいります。家など建築される方は、必ず着工前に届け出てください。届け出先、問合せ 市谷山建設事務所(富内線二二一)



愛の優先席

市営バス・電車に4月1日から「愛の優先席」が設けられました。全国で京都・長崎に次ぎ3番目の試みです。これはお年よりや、体の不自由な人たちにすわっていただくものです。座席は黄色で車中央部に設けられ空いていたら誰れでも自由にすわれます。お年よりや体の不自由な人が乗ってこられたら席をゆずりましょう。

くらしの移動教室

消費者意識を高め商品知識を豊かにするために実施します。日時・場所 5月15日(火) 辻ヶ丘幼稚園横公園。5月16日(水) 伊敷団地。市営住宅バス停前広場。5月17日(木) 真砂公園。5月18日(金) 谷山山形屋ストア横空地。いずれも午前10時から午後3時

労働相談コーナー

相談事項 賃金、退職金、各種社会保険、労働災害、就業規則、労務管理など。日時 毎週金曜日午後1時。場所 市役所新館一階市民相談室。問合せ 市商工水産課労働係(富内線四一六)

家庭奉仕員の必要な家庭は申し出を

つぎのような方のいる、所得の低い家庭で、家庭奉仕員の奉仕を希望する家庭は申し出て下さい。①老衰や傷病などのため日常生活に支障のある老人(65歳以上) ②独立して日常生活を営むにはいじめるしく支障のある身体障害者 ③重度の心身障害児。ご希望の方は市福祉事務所福祉課老人福祉係(富内線三四九)か谷山分室(富内線二二一)または地区の民生委員へ。

米の生産調整申し込み

米の生産調整(転作、休耕など)を実施される方は5月31日までに申し込みください。申し込み先、問合せ 谷山地区は谷山農林事務所(富内線二二一)、その他の地区は市農政課(富内線四二二)か伊敷農林事務所(富内線二一七)

技能検定試験と技能オリピック全国大会予選

左官、鉄工など22職種の新規検定試験と技能オリピック全国大会出場の手選考会が行われます。申し込み期日 5月28日から6月11日まで。問合せ 県職業訓練課(富内線八一)。県技能検定協会(富内線三四〇)

市立病院の電話局番変更

市立病院の電話局番が4月27日(金)午後2時から次のとおり変わりました。①二二〇一から二二〇二

税の納期

固定資産税(第一期) 5月15日から31日まで

保健所

小児まひの生ワク接種 市内の小学校を会場に5月15日から5月31日まで小児まひの生ワク接種を行ないます。

市役所代表 24-21-111

該当児には日時、会場などお知らせします。今回の対象児、昭和47年2月15日から48年2月14日までに生まれた赤ちゃん全員と昭和46年11月15日から47年2月14日までに生まれた子どものうち2回接種を受けていない人。

結核の無料検診

健康をたしかめる上で近くの会場を受けてください。5月6日 武小学校、10日武幼稚園、11-14日西田小学校、15日鹿兒島高校、16日紫原中学校、17日西原小学校、18日紫原小学校、21日広木住宅公民館、広木農協、22-23日田上小学校、24日市医師会館、25日清水中学校、28日清水小学校、29日春日神社、30-31日大竜小学校、6月1日鼓川公民館、辻ヶ丘市住アパート集会所、4日鹿商高九新タクシ、5日上本町公民館、長田中学校、6日易居町公民館、山下保健所、7日労働基準協会、西本願寺、8日城南小学校、山下小学校

ガンの検診

検診車が地域に出むきガンの検診をしています。近くの会場を受けてください。胃がん検診 5月11日(金) 山下小、15日(火) 八幡小、16日(水) 天保山中、18日(金) 名山中、6月7日(木) 湯山小、8日(金)、9日(土) 東農農協、料金は650円。婦人がん検診 5月23日(水) 24日(木) 紫原小、6月1日(金) 西田小、料金は400円

保健所管轄区域の変更

今まで中央保健所の所管区域であった栗原町、鷹師町、鷹師一丁目、常盤町、西田町、西田一丁目、野尻町、持木町、東桜高町、古里町、有村町、黒神町高免町が、4月1日から山下保健所の所管区域に変更されました。

保健所への問合せ

中央保健所(富内線三三二) 山下保健所(富内線二二一)

まちづくりに参加しよう!

広報室では「陽光あふれる緑のまち」をめざし明るい町づくりのため、「まちづくりを話し合う会」の会員を募集します。

- 資格 満20歳以上の市民
人員 小学校区ごとに10人以上(応募者多数の場合は性別、年齢、居住地を考慮して選考します)
申込み期限 5月21日(月)
申込書 広報室窓口に準備してあります
くわしくは市民相談室 電話 4241か 4242へ



わたしたちの施設をみましょう 会員募集

- 見学する日 5月15日(70人)
人員 受付順(70人)
資格 満20歳以上の市民
見学地 玉里団地・いしき園・平川動物公園など
申込方法 1人100円をそえて11日に申し込んで下さい
その他 電話はがき等の受け付けはいたしません
受付 5月11日(金)午前8時30分から広報室で

